

独立行政法人、国立大学法人等の科学技術関係活動（平成18事業年度）に関する所見について

平成19年11月28日

総合科学技術会議有識者議員

科学技術創造立国の実現に向け、我が国の独立行政法人、国立大学法人等は、優れた人材の育成や創造的・先端的な研究開発の推進等極めて重要な役割を担っている。一方、個々の法人の活動の財源をみると国からの渡しきりの運営費交付金が大部分を占めており、予算編成段階ではその用途の内容や業務、配分額を把握するには限界がある。このため一昨年度より総合科学技術会議において、独立行政法人、国立大学法人等の科学技術関係活動の状況をアウトプットを中心に各種指標等を活用しつつ把握、分析、公表している。

今年度は、昨年度の把握・所見とりまとめの基本的な考え方を踏襲しつつ、研究開発独立行政法人の在り方の検討や競争的資金改革の動向を踏まえ、関係府省や各法人の協力を得て調査を実施し、内閣府（科学技術政策担当）において「独立行政法人の科学技術関係活動に関する調査結果（平成18事業年度）」、「国立大学法人等の科学技術関係活動に関する調査結果（平成18事業年度）」をとりまとめた。

本調査結果について、総合科学技術会議有識者議員において議論を行い、進展が見られる事項、今後取組を充実すべきと考えられる事項についての所見を以下の通りとりまとめた。特に、今後取組を充実すべきと考えられる事項については、総合科学技術会議において、各法人の取組状況を適宜フォローアップしていくとともに、このような調査は、継続的に行うことが重要であることから、来年度以降も多様なデータや特色ある事例の収集・分析、指標の改善に努めていく。

1. 独立行政法人の科学技術関係活動に関する所見について

進展が見られる事項

(1) 研究開発活動を行っている独立行政法人

外部からの研究資金の獲得

研究開発機能を有する各独法における競争的資金の獲得額は、年々着実に増加（3%増（16～17年度）、10%増（17～18年度））している。また共同研究・受託研究により受け入れた研究費についても、わずかながらも増加（3%増（16～17年度）、1%増（17～18年度））している。特に件数ベースでは、民間企業等との共同・受託研究件数について進展（20%増（16～17年度）、11%増（17～18年度））が見られる。

(2)資金配分活動を行っている独立行政法人

資金配分活動法人間の連携

資金配分活動法人間において、研究テーマの不合理な重複や研究費の過度の集中の排除のための情報交換に加え、公募説明会の共同開催、評価結果の相互利用により、優れた成果を上げた研究を次のステップへと移行させるシームレスな支援等、研究資金の効果的な配分のための具体的連携活動が開始されている。

若手研究者向け配分プログラム、女性研究者への配慮

資金配分活動法人のうち5法人が若手研究者限定の配分プログラムを有し、うち1法人はプログラム数を増加し、多様な若手研究者の支援を推進している。また、5法人が、出産・育児による研究中断からの復帰支援等、女性研究者への配慮を行っている。

今後、取組を充実すべきと考えられる事項

(1)研究開発活動を行っている独立行政法人

国の政策課題へ対応した研究開発の推進

研究開発活動を行っている独立行政法人は、第3期科学技術基本計画や分野別推進戦略等に示された国の政策課題の解決に向けた研究開発を行うミッションを有している。

研究開発活動を行っている独立行政法人の研究費のうち戦略重点科学技術に該当するものは、1,308億円である。これを研究開発活動を行っている独立行政法人の全研究費（資金配分プログラム分を除く）5,761億円と比較した場合、戦略重点科学技術に該当する研究費の割合は23%にとどまっている。

今後、各独立行政法人の研究開発の推進にあたっては、国の政策課題に対応しさらなる重点化を図っていくとともに、その成果について国民に対する説明責任を果たしていくため、主務大臣及び各独法が、中期目標・計画を策定するにあたり、第3期科学技術基本計画等に対応した成果目標と具体的な研究計画を明示し、その成果に関わる評価もこれらに基づいて実施していくべきである。

研究開発力の向上

研究開発活動を行っている独立行政法人の、研究開発力を向上させる観点から、研究開発活動を行っている独立行政法人が実施するプロジェクトについても精査を行い、競争的資金等の制度を活用し、研究開発活動を行っている独立行政法人間や大学、民間等の他の研究機関との企画競争の導入等、独法・産・学間の競争的な環境づくりにさらに取り組むべきである。

また、各独立行政法人毎に、国際的な視野で同様の活動を実施している機関をベンチマークの対象機関として選定を行い、具体的な研究開発活動のベ

ンチマーク指標を設定し、独立行政法人の活動を比較評価する等の国際的なベンチマークを行い組織としての研究競争力の向上に努めるような仕組みづくりに取り組むべきである。

優秀な人材の確保と流動化の促進、柔軟な連携・協力体制の構築

研究開発活動を行っている独立行政法人が、国の政策課題に的確に対応し、科学的・社会的な成果を生むためには、優秀な研究人材の確保が極めて重要である。一方、研究開発を行っている独立行政法人が、新たに生まれ変化する国家的な政策課題に自在に対応していくためには、他の大学や民間研究機関と柔軟な連携・協力体制を構築しつつ研究人材の流動化を促進することが不可欠である。

独立行政法人によっては、兼業制度、外来研究員制度、出向制度、連携大学院協定等により、人材交流の促進を図る取組が推進されているものの、16年度時点で設置されていた26独法の18年度までの3ヶ年の研究者（研究者数：16年度：10,562人、17年度：10,799人、18年度：10,899人）の流動化の状況は、研究者数に占める採用・転入研究者数（学生等の前歴なしの新規採用者を除く：16年度：1,024人、17年度：905人、18年度：1,131人）の割合が約10%（16年度：10%、17年度：8%、18年度：10%）程度で推移している。また、転出研究者数（退職者等の転出先なしの者を除く：16年度：970人、17年度：1,172人、18年度：1,227人）の割合も約10%（16年度：9%、17年度：11%、18年度：11%）程度で推移している。

今後、関係府省及び各独立行政法人においては、以下の点に留意しつつ、さらに取組を充実すべきである。

- ・運営費交付金等における人件費一律削減によって、優れた研究者の採用や計画的な人材育成・確保に支障を及ぼすことのないよう研究者等の人件費を確保
- ・競争的資金をはじめとする外部資金による研究者への人件費支給の拡大
- ・任期付き職員の活用や非研究部門のスリム化・業務の効率化
- ・退職金の通算等研究者の流動性を高めるための法人毎の制度設計を推進

(2) 資金配分活動を行っている独立行政法人

国の政策課題へ対応した研究費配分

資金配分活動法人は、国の政策課題の解決に向けた研究開発に対し、研究費の配分を行うミッションを有している。トップダウン型助成機能を有する資金配分活動法人について、戦略重点科学技術への配分比率を見ると、全体では45%であるが、法人によりばらつきがあり、国の政策課題を踏まえた戦略的資金配分をより一層強化する必要がある。

資金配分システムの改革

競争的資金に関する間接経費比率は約15%と、昨年比4ポイント上昇したが、第3期基本計画の目標値30%達成に向け、関係府省及び各法人の努力が引き続き必要である。

また、世界各国がイノベーションへの取組みを強化する中で、我が国発のイノベーションを創出するためには、ハイリスク研究への支援の強化が不可欠であるが、現状では十分な対応がなされておらず、ハイリスク研究向けのプログラムの設定、審査方法の改善等を推進すべきである。

英文による申請書受理等の英語対応については、一部の法人を除き進んでいない。グローバル化の進展により、国内の研究機関等における外国人研究者の増加が見込まれるところであり、国内の研究機関対象プログラムであっても英語対応を推進する必要がある。

昨年度の指摘事項の現状

特許等の知的財産活動について

全体的には、知的財産活動費が知的財産収入を上回る状況にあるものの、一部の独法においては、研究成果の社会還元や産学官連携の重要性の観点から、不実施補償の廃止、保有する複数の特許を分野横断的に統合し大規模な技術移転を実施すること、知的財産権の一元管理やパテントプール契約等により知的財産の活用に向けた取組も開始されている。また、今年度より目的積立金に知的財産収入における利益の全てが経営努力認定されることとなった。各独法は、今後とも知的財産活動の充実に努めていくべきである。

理解増進活動について

研究開発機能を有する独法においては、科学技術理解増進活動の専任職員を新たに配置することや担当職員数が25%増加しており、また理解増進事業にかかる年間経費が昨年度に比べ11%増加している、また配分機能を有する独法においては、ほとんどの独法でプログラムオフィサー、プログラムディレクターの職務として理解増進活動を位置づけている。各独法は、今後とも理解増進活動の充実に努めていくべきである。

人事・財務運営上の課題について

本年度、独立行政法人の経営努力認定について、特許等の知的財産収入に基づく利益のすべてを経営努力と認定することや、次期中期目標期間への積立金の繰り越しについての運用の改善がなされ、さらに受託研究、共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員についても人件費削減対象から除外することを検討することとされ、結論を得ることとなっている。

関係府省及び各独立行政法人においては、今後とも研究開発独立行政法人の研究資源が最大限に活かされ、国全体としての総合力を発揮できるような仕組みの整備をさらに推し進めていくべきである。

2. 国立大学法人等の科学技術関係活動に関する所見について

進展が見られる事項

産学官連携の拡大

国立大学法人等における産学官連携については、着実に進展がみられている。共同研究件数は、平成13年度の5,264件から、平成18年度12,405件へと2.4倍の増加であり、共同研究受入額についても、平成13年度約112億円から平成18年度約303億円と2.7倍の増加である。発明届出件数は、平成13年度の3,040件から平成18年度の7,796件と2.6倍の増加、特許権実施料収入は、平成13年度の206百万円から平成18年度の567百万円と2.8倍の増加である。大学等発ベンチャーについては、平成14年度の525社から平成18年度の1,088社と2.1倍の増加である。

今後、取組を充実すべきと考えられる事項

人材の流動化、若手・女性・外国人教員の活躍促進について

第3期科学技術基本計画では、「個々の人材が生きる環境の形成」を科学技術システム改革の重要な柱として掲げている。任期制の拡大（平成13年から平成17年で約5倍）など人材の流動化、若手・女性・外国人教員の登用などについては、多くの法人で多様な取組が行われているが、法人間や分野間での取組状況にはなお差があり、総じて言えば十分には拡大していない。

若手教員（37歳以下）の割合は、平成18年度で21.7%（前年度22.3%）、女性教員の割合は、平成18年度で11.3%（前年度11.0%）、外国人教員の割合は、平成18年度2.4%（前年度2.5%）となっている。

したがって、今後、各国立大学法人等の特色や実情を踏まえつつ、数値目標や計画の策定を含め、さらなる取組を推進すべきである。

地域の代表的な中規模総合大学の研究活動の推進について

各大学の置かれている状況は様々であるが、それぞれの特色や個性を生かし、その地域における「知」の拠点として、重要な役割を果たすことが求められている。しかし、「地域の代表的な中規模総合大学」（文部科学省「国立大学法人財務諸表（参考例）」における「国立大学法人の財務分析上の分類」（文部科学省）によりGグループに分類される25大学）について、各大学の教員1人当たりの研究費（支出ベースで、外部からの資金（受託研究費等、科学研究費補助金等）を含めた研究に支出した総経費を教員数で除したものをみると、平均3,650千円であった（全国立大学法人の平均は、7,427千円）。このような状況に至る要因は様々あるものの、地域の代表的な中規模総合大学は、地域における「知」の拠点にふさわしい活動をする上で必要となる研究費を確保し、さらにそれを増やすための努力を強化すべきである。また、その地域に支持されるよう、研究活動の内容、成果等の公開

等、情報発信の強化に一層積極的に取り組むべきである。

老朽施設の解消対策について

教育研究を支える基盤である大学等の施設については、国立大学等施設緊急整備5か年計画（第1次：平成13年度～17年度、第2次：平成18年度～22年度）に基づき、老朽・狭隘解消に取り組んできているものの、経年等により老朽施設の割合は増加しており、老朽対策を一層推進する必要がある。（老朽施設面積・割合は、平成17年度 753万㎡（29.9%）平成18年度 804万㎡（31.9%））

その際、国立大学法人等においては、全学的視点に立った施設運営・維持管理やスペースの弾力的・流動的な活用等の施設マネジメント、寄付・自己収入による整備等大学の自助努力に基づく新たな整備手法による施設整備、産業界・地方公共団体との連携強化による施設整備を引き続き進めるべきである。また、具体的な施設整備においては、魅力ある教育研究環境の整備を目指すとともに、世界水準の教育研究施設、国際交流を支援する施設の整備を推進すべきである。